

北陸地方整備局
記者発表

発表日時
平成30年7月20日

平成30年度

I C T 活用工事成績優秀企業を認定しました

～20社を I C T 活用工事成績優秀企業として認定～

北陸地方整備局では、平成29年4月1日～平成30年3月31日に完成したI C T 活用工事のうち、特に優れた工事成績を収めた企業について、「平成30年度 I C T 活用工事成績優秀企業」として認定しています。

○概要

北陸地方整備局では、公共工事におけるI C T 土工の一層の利用促進と、民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、平成29年度にI C T 活用工事成績優秀企業の認定制度を創設しました。

今年度は、平成28年4月1日～平成30年3月31日までに完成したI C T 土工工事における工事成績評定の結果と施工実績について評価を行い、優秀な企業をI C T 活用工事成績優秀企業として認定しています。

○認定企業

別添「I C T 活用工事成績優秀企業の認定」参照下さい。

○認定式

本日（平成30年7月20日）、平成30年度国土交通事業関係功労者等表彰式において、工事成績優秀企業に対して北陸地方整備局長から認定書を授与します。

同時資料配布記者クラブ 管内各県記者クラブ	(問い合わせ先)	
	国土交通省北陸地方整備局 企画部 工事品質調整官 技術管理課長	TEL 025-280-8880 吉越 政浩（内線3130） 松永 和彦（内線3311）

I C T 活用工事成績優秀企業の認定

平成29年4月1日～平成30年3月31日に完成したI C T 活用工事の中から、下記のとおり認定しました。

【建設関係】（ ）内は本店等所在地

秋山ユアビス建設株式会社	(福島県会津若松市)
株式会社曙建設	(新潟県長岡市)
伊米ヶ崎建設株式会社	(新潟県魚沼市)
株式会社植木組	(新潟県柏崎市)
梅本建設工業株式会社	(富山県南砺市)
株式会社大石組	(新潟県長岡市)
株式会社岡部	(富山県南砺市)
小倉建設株式会社	(石川県羽咋市)
株式会社北野	(長野県北安曇郡小谷村)
共和土木株式会社	(富山県黒部市)
株式会社坂詰組	(新潟県阿賀野市)
第一建設工業株式会社	(新潟県新潟市)
太陽工業株式会社	(石川県小松市)
株式会社多田組	(新潟県長岡市)
田中産業株式会社	(新潟県上越市)
株式会社富樫組	(新潟県村上市)
株式会社新潟藤田組	(新潟県新潟市)
株式会社村山土建	(新潟県十日町市)
株式会社森下組	(新潟県南魚沼郡湯沢町)
株式会社渡辺組	(新潟県岩船郡関川村)

※50 音順

1 目的

北陸地方整備局では、公共工事におけるI C T 活用工事の一層の利用促進と、民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、平成28年4月1日～平成30年3月31日までに完成了I C T 活用工事における工事成績評定の結果と施工実績について評価を行い、優秀な企業をI C T 活用工事成績優秀企業として認定しています。

2 対象工事

北陸地方整備局発注工事で、平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に完成了I C T 土工工事を対象とする。

3 選定要件

対象企業：I C T 活用工事の実績を有する企業。（共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績として各自の企業に算入する。）

認定条件：上記企業について、企業毎の工事成績評定を算出し順位付けを行い、当該年度を含む2カ年度の成績が優れた企業を認定する。

4 認定優秀企業に対する措置

評定優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

① 総合評価落札方式での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事における総合評価落札方式の評価項目として活用する(平成30年8月1日以降公告の工事を対象とする)。ただし、総合評価落札方式における評価は、工事成績優秀企業認定と重複した評価は行わない。

(※上記の適用は、下記の10工種による発注工事に限るものとする。)

- ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事
- ④セメント・コンクリート舗装工事 ⑤プレストレスト・コンクリート工事
- ⑥法面処理工事 ⑦河川浚渫工事 ⑧グラウト工事 ⑨杭打工事 ⑩維持修繕工事

5 認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期間は、認定した後1年間(以下、「有効期限」とする。)とする。(今年度は、平成30年8月1日～平成31年7月31日とする。)

6 認定優秀企業の資格失効

有効期限内に下記の除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以後、ICT活用工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

- ①北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合。
- ②北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③その他、法令遵守違反等不適切な行為により無効とするべきと判断した場合。